

- ・候補者が作成し、印刷業者へ提出してください。
- ・印刷業者が西尾市に請求書を出す際に、この証明書が必要です。

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和7年6月10日

契約書の納期日以降の日付

令和7年6月15日執行 西尾市長選挙

候補者 **西尾 太郎**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	◇◇市◇◇町◇番地 ◇◇印刷株式会社 代表取締役 ◇◇ ◇◇
作成枚数	000枚
作成金額	000,000円
ポスター掲示場数	233箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が西尾市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 ポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された枚数} = \text{公費負担額}$$